

再審法（刑事訴訟法の再審規定）改正を求める意見書

冤罪は、無実の者を犯罪者として罰することであり、国家による最大の人権侵害の一つであると言える。冤罪被害者を出さないような捜査権の行使が必要不可欠であることはもとより、冤罪被害者となった者を速やかに救済する制度の構築も非常に重要である。

現在の法制度において、冤罪被害者の救済のための再審規定は、刑事訴訟法に規定があるものの、捜査機関が保有する証拠の開示及び利用に関する規定はなく、救済を求める者の再審請求を困難としていることに加え、再審開始決定に対する検察官の不服申立てが認められていることにより、審理の長期化が引き起こされている。

また、再審請求手続に関する規定が整備されておらず、再審請求者の手続保障が十分になされていないことも課題である。

よって、国に対し、冤罪被害者の速やかな救済のため、再審法（刑事訴訟法の再審規定）改正により、下記の事項を実現するよう要望する。

記

- 1 再審請求手続において捜査機関が保有する証拠の利用を可能とすることも含め、全面的に開示すること
- 2 再審開始決定に対する検察官の不服申立てを禁止すること
- 3 再審請求手続の審理の適正化に資する規定を整備すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月18日

東海市議会議長 北川明夫